○四国地方整備局告示第百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月三十日

四国地方整備局長　平井　秀輝

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十一号及び三百七十七号　東かがわ市馬宿字下所一三六番一地先から同市馬宿字下所一四二番一地先まで　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十一月三十日

○四国地方整備局告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月三十日　四国地方整備局長　平井　秀輝

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　十一号　東かがわ市馬宿字下所一三六番一地先から同市馬宿字下所一四二番一地先まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十一月三十日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月三十日　四国地方整備局長　平井　秀輝

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十六号及び三百二十号　宇和島市津島町岩松甲四七一番地先から同市津島町岩松甲四五九八番二地先まで　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十一月三十日

○四国地方整備局告示第百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月三十日　四国地方整備局長　平井　秀輝

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　五十六号　宇和島市津島町岩松甲四七一番地先から同市津島町岩松甲五九八番二地先まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十一月三十日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

資　料

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成29年度の平成29年９月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

平成 29 年 11 月 30 日　財　務　省

１　一　般　会　計

(1)　歳　入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合 %
租税及印紙収入	57,712,000,000	6,099,620,608	3,028,128,896	9,127,749,504	△ 48,584,250,495	15.8
租税	56,620,000,000	6,019,576,601	2,726,403,886	8,745,980,488	△ 47,874,019,511	15.4
所得税	17,948,000,000	3,685,998,049	1,924,095,785	5,610,093,835	△ 12,337,906,164	31.2
法人税	12,391,000,000	—	—	—	△ 12,391,000,000	—
相続税	2,115,000,000	156,152,236	191,383,183	347,535,420	△ 1,767,464,579	16.4
消費税	17,138,000,000	1,397,511,022	—	1,397,511,022	△ 15,740,488,977	8.1
酒税	1,311,000,000	116,010,483	121,555,566	237,566,049	△ 1,073,433,950	18.1
たばこ税	929,000,000	74,032,449	148,470,129	222,502,578	△ 706,497,421	23.9
揮発油税	2,394,000,000	337,651,294	74,889,263	412,540,558	△ 1,981,459,441	17.2
石油ガス税	8,000,000	679,496	750,818	1,430,315	△ 6,569,684	17.8
航空機燃料税	52,000,000	4,243,058	8,549,260	12,792,319	△ 39,207,680	24.6
石油石炭税	688,000,000	108,050,124	17,426,178	125,476,303	△ 562,523,696	18.2
電源開発促進税	313,000,000	23,884,171	50,386,096	74,270,268	△ 238,729,731	23.7
自動車重量税	370,000,000	31,231,270	30,650,702	61,881,973	△ 308,118,026	16.7
関税	953,000,000	83,350,771	155,687,794	239,038,565	△ 713,961,434	25.0
とん税	10,000,000	782,021	2,558,525	3,340,546	△ 6,659,453	33.4
旧税	—	150	582	732	732	—
印紙収入	1,092,000,000	80,044,006	301,725,010	381,769,016	△ 710,230,983	34.9
官業益金及官業収入	43,846,167	4,878,102	18,148,230	23,026,332	△ 20,819,834	52.5